

新見市立萬歳小学校 いじめ問題対策基本方針

令和4年 4月 策定

いじめに関する現状と課題

- (現状) ・全校10名の小規模校であるため、人間関係が固定しやすい。相手の気持ちを考えずに言葉を発することでトラブルになることはある。
 (課題) ・固定した人間関係ではなく、互いを尊重し、認め合う集団づくり
 ・「落ち着いた生活習慣」「分ける授業づくり」「学習・生活規律の定着」
 ・いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実、組織的な対応を可能とする体制整備等

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・小規模校のため、「いじめ対策委員会」には全職員が参加し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・「いじめの未然防止」に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために年間3回(5・9・1月)はアンケートを実施し、教育相談の基礎資料として活用し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 - ・児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
- <重点となる取組>
- ・「いじめについて考える週間」(6・12月)において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
 - ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・学校評価の中に、取組の実施状況を位置づける。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・地域の方々(学校運営協議会等)との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
 - ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・全職員が所属しているため、伝達の必要なし
- <構成メンバー>
- ・校外
 スクールカウンセラー、学校運営協議会、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー
 - ・校内
 全職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・県教育委員会、児童相談所
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・新見警察署
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

| | |
|--------------|--|
| ① いじめの防止 | <p>◎人間関係を構築する能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全児童に「いじめは決して許されない」という意識をもたせ、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員研修 ・教職員の指導力向上のため、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 ○児童会活動 ・いじめについて考える週間(6・12月)において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ○居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、良い行いややろうとする意識をしっかりとほめて、自己有用感や充実感をもてる学級、学校づくり。 ○ネット上のいじめへの対応 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。 |
| ② 早期発見 | <p>◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し(5・9・1月)、年3回の個別の教育相談を行う。また、保護者面談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。いじめについては、より積極的に認知し解消につとめる。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の確立 ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ○家庭への啓発 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの有無の確認 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、背景にある状況の評価を行いいじめに該当するか判断する。 ○いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた児童への指導 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |